

ID: 95

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町妊産婦及び乳幼児の医療費助成に関する条例 第5条		
例 規 番 号	昭和58年 条例第4号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の交付) 第五条 町長は、前条の申請により受給資格を有する者と認めるときは、助成対象者に受給者証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 第3条の規定による。 (助成対象者) 第三条 助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、聖籠町に住所を有する妊産婦(以下「対象妊産婦」という。)又は乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)の保護者(親権者、未成年後見人その他現に幼児を監護している者をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。</p> 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯の妊産婦又は乳幼児の保護者 二 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和六十二年聖籠町条例第十三号)による助成を受けることができる幼児の保護者 三 聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成三年聖籠町条例第一号)による助成を受けることができる幼児の保護者			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日